

## 千葉県認定こども園整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、認定こども園の整備を促進するため、学校法人又は社会福祉法人が行う施設整備に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、学校法人又は社会福祉法人に対し補助金を交付する。

(補助事業等)

第2条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の対象とする者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるものとする。

### (1) 補助事業

既存の幼稚園若しくは保育所が認定こども園に移行する場合又は認定こども園の創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等であって、その各整備内容は、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」（こ成事第12号令和6年1月18日こども家庭庁長官通知）別紙。以下「国要綱」という。）に定めるものとする。

### (2) 整備対象施設

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園

イ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する施設整備を行う幼稚園

ウ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分

### (3) 施設の設置主体（事業者）

学校法人又は社会福祉法人

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費及び補助金額は、国要綱に規定する算定方法により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県認定こども園整備費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更（補助の目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならないこと。なお、軽微な変更については以下のいずれにも該当するものをいう。

ア 既に記載済みの事業における経費支出金額が増加するものにあつては、従前の決定額に異動がないもの

イ 補助対象経費の区分相互間において、いずれの変動も20%未満となる変更であること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は完了することが困難と見込まれる場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額と支出額等を記載

し、補助金の使途を明らかにしておかなければならないこと。

- (5) 前号の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前号の収支簿とともに、補助事業の完了、あるいは中止又は廃止する日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならないこと。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間保存しなければならないこと。

また、補助事業者が証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類を引き継がなければならないこと。

- (6) 補助事業の完了後においても、取得財産等は善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 取得財産等については、文部科学大臣が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。
- (8) 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金は除くこと。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (11) 補助対象事業を遂行するため契約を締結し、また支払を行う場合には、入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠し、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならないこと。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市認定こども園整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更交付の申請等)

第7条 第5条第1号の規定による承認を受け補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市認定こども園整備費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市認定こども園整備費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

- 3 第5条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市認定こども園整備中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を調査し、補助事業の中止又は廃止を決定し、千葉市認定こども園整備中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定による状況報告をしようとするときは、工事の着工状況について作成した千葉市認定こども園整備工事着工報告書（様式第7号）を着工日から5日以内に、補助金の交付決定に係る年度の12月末現在で作成した千葉市認定こども園整備工事進捗状況報告書（様式第8号）を当該年度の1月10日までに、それぞれ市長に提出して行わなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告をしようとするときは、補助事業が完了したとき又は当該

年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業を中止し、又は廃止したときは、承認を受けた日から１５日以内に、千葉市認定こども園整備費補助金実績報告書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。なお、事業が翌年度にわたるときは、千葉市認定こども園整備費補助金年次終了報告書（様式第１０号）をこの補助事業の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の４月１５日までに市長に提出しなければならない。

- ２ 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（額の確定通知）

第１０条 規則第１３条の規定による通知は、千葉市認定こども園整備費補助金額確定通知書（様式第１１号）によるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１１条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、第９条による実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（様式第１２号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

- ２ 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付請求）

第１２条 規則第１６条第１項の規定により補助金を請求しようとするときは、千葉市認定こども園整備費補助金交付請求書（様式第１３号）を市長に提出しなければならない。

- ２ 規則第１６条第２項において準用する同条第１項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市認定こども園整備費補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第１４号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第１３条 規則第１７条第３項において準用する第６条の規定による通知は、千葉市認定こども園整備費補助金交付決定取消通知書（様式第１５号）によるものとする。

（返還の命令）

第１４条 規則第１８条第１項又は第２項の規定による返還命令は、千葉市認定こども園整備費補助金返還命令書（様式第１６号）によるものとする。

（委任）

第１５条 この要綱に定めるもののほか、千葉市認定こども園整備費補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、平成２９年４月１日から施行し、平成２９年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

- １ この要綱は、平成３０年５月８日から施行し、平成３０年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和２年３月１６日から施行し、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。  
附 則  
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和２年９月２８日から施行し、令和２年度分の予算に係る補助金から適用する。  
附 則  
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和３年９月１５日から施行し、令和３年度分の予算に係る補助金から適用する。  
附 則  
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度分の予算に係る補助金から適用する。  
附 則  
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、令和７年度から令和８年度までの継続事業に限り、継続して使用することができる。